

日本ラッド株式に係る公開買付届出書の訂正届出書の
提出命令について

本日、下記のとおり、日本ラッド株式に係る公開買付届出書の提出者である大塚隆一氏に対して、金融商品取引法第27条の8第3項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書の提出を命じた。

記

(1) 訂正届出書の提出命令の理由

大塚隆一氏が平成21年7月28日に提出した、同氏が日本ラッド株式会社の株券等を対象として同年6月9日に開始した公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を確認したところ、同訂正届出書により訂正された公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」という。)には、第1の8の(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】の欄に具体的な記載がなく、また、公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面が添付されていない。

当該事実から、公開買付届出書に形式上の不備があること、及び記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかであると認められる。

(2) 訂正届出書の提出命令の内容

以下の①及び②を充足する訂正届出書を平成21年9月1日(火)までに提出すること。

① 本公開買付届出書のうち、第1の8の(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】の欄について、資金調達的手段等に関する具体的な記載を行う。

② 本公開買付届出書に、公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面を添付する。

(3) 公開買付けに与える影響

金融商品取引法第27条の8第7項の規定により、上記の訂正届出書が提出されるまでの間は、大塚隆一氏及びその特別関係者並びに公開買付代理人であるアルバース証券株式会社は、①買付け等の申込み又は売付け等の

申込みの勧誘、②公開買付説明書の交付、③買付け等の申込みの承諾を受け付けること又は売付け等の申込みを受け付けること、④応募株券等の受入れの各行為を行ってはならない。

以上

(お問い合わせ先)

関東財務局 理財部統括証券監査官

電話 03-3502-9463 (ダイヤルイン)